

さいたま市物品納入等業者選定基準要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、さいたま市契約規則第46条の規定に基づいて、市が発注する物品の製造の請負、買入れ、修理又は売払い（以下「物品納入等」という。）に係る指名競争入札の参加業者及び見積徴取の業者（以下「入札参加業者等」という。）を選定するための必要な事項を定め、入札参加業者等の選定の厳正かつ公平な執行を図るものとする。

(選定の適格性)

第2条 入札参加業者等の選定にあたっては、さいたま市競争入札参加資格に関する審査を受け、物品等のうち、業種「販売」、「買受け」又は「印刷」に係る資格者名簿に登載された者（以下「有資格者」という。）について、次の各号に掲げる事項に留意し、入札参加業者等の適格性を判断するものとする。

- (1) 経営及び信用状況
- (2) 不誠実な行為の有無
- (3) 当該契約についての技術的適正又は履行能力
- (4) 既契約の履行成績

(指名の基準)

第3条 市長は、前条に定める事項において適格と判断された者のうち、当該物品納入等に係る業種を登録している有資格者の中から、指名するものとする。

(優先指名)

第4条 前条に定める指名を行うにあたっては、次の各号に該当する有資格者があるときは、優先して指名することができる。

- (1) 本店又は本市との契約権限を有する営業所若しくは支店を本市内に有する者
- (2) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）に基づく中小企業者

(指名業者数)

第5条 入札参加業者等の指名業者数は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。ただし、特に必要な場合においては、この限りではない。

- (1) 物品の購入

ア 1,000万円以上 7名以上

イ 500万円以上1,000万円未満 6名以上

ウ 300万円以上500万円未満 5名以上

エ 80万円以上300万円未満 4名以上

オ 30万円以上80万円未満 3名以上

カ 10万円以上30万円未満 2名以上

キ 10万円未満 1名以上

(2) 印刷等の製造請負又は物品の修理

ア 1,000万円以上 7名以上

イ 500万円以上1,000万円未満 6名以上

ウ 400万円以上500万円未満 5名以上

エ 130万円以上400万円未満 4名以上

オ 30万円以上130万円未満 3名以上

カ 30万円未満 2名以上

(随意契約の特例)

第6条 随意契約において、特殊な物品等を購入するにあたり販売等を行う者が特定されていて、有資格者の中から選定できない場合で市長が認めた場合は、有資格者以外の者を選定することができる。

附 則

この要綱は、平成13年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。